



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 670 和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の免許の
内容たるべき事項及び申請期間等 (資源管理課)

告 示

和歌山県告示第670号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基
づき、和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の免許の
内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成20年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免許の内容たるべき事項

別紙

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和定2号	有田市宮崎町 逢井地先	定置漁業	雑魚定置 漁業	1月1日から 12月3 1日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町逢井黒島、通称庄衛門に設置した標識 基点第97号から96° - 29' 基点第97号から27°6' - 29' 基点第97号から21°9' - 29' 基点第97号から18°9' - 29'	なし	平成20年9月1日 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市宮崎町 逢井	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和定3号	有田市宮崎町 逢井地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町逢井、仏殿西端に設置した標識 基点第99号から10° - 29' 基点第99号から28°0' - 29' 基点第99号から21°9' - 29' 基点第99号から18°9' - 29'	"	"	"	"	"	"	
和定4号	有田市千田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西側の突端に設置した標識 基点第101号から127° - 29' 基点第101号から307° - 29' 基点第101号から233° - 29' 基点第101号から214° - 29'	"	"	"	"	有田市千田	"	
和定6号	西牟婁郡白浜町 椿地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第240号 西牟婁郡白浜町椿地先、大赤島中央部に設置した標識 基点第240号から257° - 03' 1, 190mの点 基点第240号から221° - 32' 530mの点 基点第240号から212° - 19' 700mの点 基点第240号から215° - 19' 900mの点 基点第240号から237° - 48' 1, 510mの点	"	"	"	"	西牟婁郡白浜町 椿	"	
和定8号	東牟婁郡串本町 樺野地先	"	"	"	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町樺野、黒鼻通称オオジマのアラサ魚見台東 端に設置した標識 基点第281号から351° - 07' 170mの点 基点第281号から66° - 28' 312mの点 基点第281号から127° - 08' 105mの点	"	"	"	"	東牟婁郡串本町 樺野	"	

定置漁業漁場計画

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁業名称	漁場の区域	制限又は条件	免許予定期間	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和第9号	東牟婁郡串本町 樺野地先	定置漁業 漁業	ぶり定置 漁業	1.1月1日 から翌年6 月30日まで	次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ 線によって囲まれた区域 基点第282号 基点第282号から259° -38' 250mの点 基点第282号から347° -01' 612mの点 基点第282号から332° -38' 660mの点		なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 樺野 古座 中湊 上野山	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和定第10号	東牟婁郡串本町 樺野地先	離魚定置 漁業	"	1月1日か ら12月3 1日まで	次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第282号 基点第282号から309° -08' 240mの点 基点第282号から309° -08' 270mの点		"	"	"	"	"	
和定第11号	東牟婁郡串本町 田原地先	ぶり定置 漁業	"	1.0月20 日から翌年 6月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 基点第305号から188° -00' 758mの点 基点第305号から149° -00' 444mの点 基点第305号から137° -00' 1,480mの点 基点第305号から155° -00' 1,602mの点		"	"	"	東牟婁郡串本町 田原	"	
和定第12号	東牟婁郡太地町 地先	"	"	1.1月1日 から翌年6 月30日まで	次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ 線によって囲まれた区域 基点第320号 基点第320号から340° -34' 500mの点 基点第320号から68° -34' 1,200mの点 基点第320号から40° -34' 1,400mの点		"	"	"	東牟婁郡太地町	"	
和定第13号	東牟婁郡太地町 地先	離魚定置 漁業	"	5月1日か ら12月3 1日まで	次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第321号 基点第321号から308° -34' 360mの点 基点第321号から68° -34' 420mの点		"	"	東牟婁郡太地町	"		
和定第14号	東牟婁郡那智勝 浦町宇久井地先	ぶり定置 漁業	"	1.0月20 日から翌年 7月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 基点第353号から158° -11' 550mの点 基点第353号から140° -37' 2,180mの点 基点第353号から98° -22' 1,960mの点 基点第353号から48° -35' 1,030mの点		"	"	東牟婁郡那智勝 浦町宇久井	"	"	

和歌山県報 号外

平成 20 年 5 月 7 日（水曜日）

特定区画漁業漁場計画(のり養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第5号	和歌山市布引地 先	第1種 区画漁業	のり養殖 業	9月1日か ら翌年4月 30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第3 9号 和歌山市布引魚ノ川口右岸西角に設置した標識 基点第4 0号 和歌山市毛見、布引界に設置した標識	な し	平成20年9月1日	告示の日 から30日間	和歌山市布引	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第6号	和歌山市毛見地 先	"	"	"	ア 基点第4 0号から2 0 9°。- 8 0' 5 2 mの点 イ 基点第3 9号から2 1 5°。- 7 0' 7 0 mの点 エ 基点第4 0号から2 2 6°。- 7 0' 1 8 7 mの点 基点第4 1号から2 2 6°。- 3 0' 7 0 mの点	"	"	"	和歌山市毛見	"	
和特区 第8号	有田市宮崎町地 先	"	のり養殖 業(あお りのり)	10月1日 から翌年5 月31日ま で	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつ て囲まれた区域 基点第8 5号 有田市港町内川導流堤突端に設置した標識	"	"	"	有田市 宮崎町 (津井を除く) 箕島 古江見 野 辻堂 山原	"	

特定区画漁業魚場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第102号	和歌山市加太地先	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月1日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 和歌山市加大、加大漁港中央防波堤赤燈台基部に設置した標識 基点第9号から3° - 4° 5' 5' 4° 8 mの点 基点第9号から1° 2' - 5° 5' 5' 8 5 mの点 基点第9号から6' - 1° 5' 7' 7 0 mの点 基点第9号から3 5 8° - 5 5' 7' 9 2 mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市 加大 深山 大川	平成20年9月1日から30日間	平成25年8月31日まで
和特区第104号	和歌山市雜賀崎地先	"	"	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第3 6 7号 和歌山市雜賀崎番所の鼻に設置した標識 基点第3 6 7号から2 4 4° - 0 0' 2 6 0 mの点 基点第3 6 7号から2 2 5° - 5 0' 2 5 5 mの点 基点第3 6 7号から2 2 7° - 4 0' 3 9 0 mの点 基点第3 6 7号から2 3 9° - 1 0' 3 9 5 mの点	"	"	"	和歌山市雜賀崎	"	"
和特区第106号	和歌山市和歌浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2 5号 和歌山市和歌浦沖の蓬来岩中央部に設置した標識 基点第2 5号から2 3 9° - 2 5' 2 3 2 mの点 基点第2 5号から2 2 6° - 2 0' 2 4 2 mの点 基点第2 5号から2 3 1° - 1 5' 3 3 3 mの点 基点第2 5号から2 4 0° - 4 0' 3 2 6 mの点	"	"	"	和歌山市和歌浦	"	"
和特区第107号	海南市冷水地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第4 9号 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 基点第4 9号から9 2° - 3 0' 6 2 mの点 基点第4 9号から7 1° - 1 5' 3 1 2 mの点 基点第4 9号から5 7° - 5 5' 3 1 4 mの点 基点第4 9号から2 8° - 3 0' 7 1 mの点	"	"	"	海南市 (海南市下津町 を除く)	"	"
和特区第108号	海南市冷水地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第4 9号 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 基点第4 9号から1 9 8° - 4 0' 7 4 mの点 基点第4 9号から2 9 3° - 3 0' 1 2 0 mの点 基点第4 9号から2 5 4° - 1 0' 2 8 0 mの点 基点第4 9号から2 2 4° - 2 5' 2 6 2 mの点	"	"	"	海南市 (海南市下津町 を除く)	"	"

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	存続期間	備考
和特区第109号	海南市下津町塩津地先	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水、下津町界に設置した標識 ア 基点第50号から2.57° -2.5' 300mの点 イ 基点第50号から2.49° -4.9' 544mの点 ウ 基点第50号から2.38° -1.2' 537mの点 エ 基点第50号から2.35° -4.4' 290mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
和特区第110号	海南市下津町丸田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤尾端部に設置した標識 ア 基点第53号から3.44° -4.9' 232mの点 イ 基点第53号から3.26° -2.0' 69mの点 ウ 基点第53号から2.68° -4.0' 227mの点 エ 基点第53号から3.20° -1.9' 72mの点	"	"	"	海南市下津町戸坂	"
和特区第111号	海南市下津町丸田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第54号 海南市下津町丸田、クロハエ突端に設置した標識 ア 基点第54号から3.36° -4.5' 167mの点 イ 基点第54号から3.26° -2.0' 69mの点 ウ 基点第54号から2.68° -4.0' 227mの点 エ 基点第54号から2.89° -0.0' 274mの点	"	"	"	"	"
和特区第112号	海南市下津町丸田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第56号 海南市下津町丸田、通称鷺の東西側に設置した標識 ア 基点第56号から2.81° -4.5' 254mの点 イ 基点第56号から4.6° -4.5' 70mの点 ウ 基点第56号から1.9° -0.0' 158mの点 エ 基点第56号から3.01° -0.0' 292mの点	"	"	"	"	"
和特区第113号	海南市下津町丸田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第58号 海南市下津町丸田、通称ばらかけの磯中央部に設置した標識 ア 基点第58号から2.1° -3.0' 57mの点 イ 基点第58号から8.1° -0.0' 170mの点 ウ 基点第58号から5.5° -3.9' 222mの点 エ 基点第58号から1.2° -4.5' 154mの点	"	"	"	"	"

和歌山県報 号外

平成 20 年 5 月 7 日（水曜日）

特定区画漁業漁場計画（わかつめ養殖）

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定期間	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第114号	海南省下津町大崎地先	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	10月1日 から翌年4月30日まで	基点第60号、海南省下津町大崎、通称龟崖中央部に設置した標識	なし	平成20年9月1日	告示の日 から30日間	海南省下津町 大崎方	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第116号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号、海南省下津町大崎、荒崎突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第117号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	ア 基点第65号から170° - 39' 158mの点 イ 基点第65号から74° - 34' 100mの点 ウ 基点第60号から37° - 34' 160mの点 エ 基点第60号から310° - 29' 203mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第118号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号、海南省下津町大崎、荒崎突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第121号	海南省下津町大崎地先	"	"	10月1日 から翌年6月15日まで	ア 基点第61号から170° - 59' 201mの点 イ 基点第65号から227° - 59' 42mの点 ウ 基点第65号から239° - 59' 90mの点 エ 基点第65号から188° - 29' 189mの点 オ 基点第65号から211° - 59' 480mの点 カ 基点第5号から206° - 29' 490mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第122号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号、海南省下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第123号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	ア 基点第61号から282° - 19' 186mの点 イ 基点第61号から27° - 19' 33mの点 ウ 基点第61号から16° - 29' 66mの点 エ 基点第61号から292° - 44' 195mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第124号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第63号、海南省下津町大崎、通称オサ磯に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第125号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	ア 基点第63号から270° - 20' 159mの点 イ 基点第63号から58° - 00' 154mの点 ウ 基点第63号から39° - 43' 182mの点 エ 基点第63号から288° - 50' 185mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第126号	海南省下津町大崎地先	"	"	10月1日 から翌年6月15日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号、海南省下津町大崎、通称馬瀬に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第127号	海南省下津町大崎地先	"	"	"	ア 基点第68号から18° - 08' 217mの点 イ 基点第68号から20° - 48' 199mの点 ウ 基点第68号から347° - 41' 172mの点 エ 基点第68号から347° - 54' 192mの点	"	"	"	"	"	"

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第122号	海南市下津町大崎地先	第1種漁業 区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月15日まで	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号 海南市下津町方、通称馬瀬に設置した標識	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町大崎方	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区第125号	有田市港町地先	"	"	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第84号 有田市港町立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 基点第83号 上100mの地点に設置した標識 基点第83号 有田市港町立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 上600mの地点に設置した標識	"	"	"	有田市官崎町 (逢井を除く) 港町 箕島	"	"
和特区第126号	有田市宮崎町逢井地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第98号 有田市宮崎町逢井瀬越岩中央部に設置した標識	"	"	"	有田市官崎町 逢井	"	
和特区第127号	有田市千田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識	"	"	"	有田市千田	"	
和特区第128号	有田郡湯浅町大字田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主磐突端に設置した標識	"	"	"	有田郡湯浅町 大字田	"	

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業名	漁業種類	漁業名	漁業種類	漁業名	漁場の区域	制限又は条件	申請予定日	告示の日から30日間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第129 号	有田郡湯浅町大字 田地先	わかめ養 殖業	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤磐に設置した標識 ア 基点第106号から91° -10' 167mの点 イ 基点第106号から257° -40' 150mの点 ウ 基点第106号から230° -02' 183mの点 エ 基点第106号から117° -20' 196mの点	なし	平成20年9月1日	有田郡湯浅町 大字田	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで			
和特区 第130 号	有田郡湯浅町大字 田地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から335° -30' 367mの点 イ 基点第108号から335° -30' 276mの点 ウ 基点第108号から2° -10' 218mの点 エ 基点第108号から5° -07' 281mの点 オ 基点第108号から346° -00' 320mの点 カ 基点第108号から344° -30' 372mの点	"	"	"	"	"	"	"
和特区 第131 号	有田郡湯浅町大字 田地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から206° -25' 180mの点 イ 基点第108号から291° -10' 22mの点 ウ 基点第108号から291° -10' 84mの点 エ 基点第108号から224° -35' 192mの点	"	"	"	"	"	"	"
和特区 第132 号	有田郡湯浅町大字 栖原地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 基点第110号 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒磐に設置した標識 ア 基点第110号から203° -23' 170mの点 イ 基点第110号から224° -18' 162mの点 ウ 基点第110号から224° -18' 350mの点 エ 基点第110号から232° -03' 555mの点 オ 基点第110号から226° -06' 572mの点 カ 基点第110号から214° -43' 370mの点	"	"	"	"	有田郡湯浅町 大字栖原	"	"
和特区 第133 号	有田郡湯浅町大字 栖原地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア 基点第112号から214° -27' 94mの点 イ 基点第112号から274° -33' 70mの点 ウ 基点第112号から263° -53' 270mの点 エ 基点第112号から245° -28' 275mの点	"	"	"	"	"	"	"

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第134号	有田郡湯浅町毛無島地先	第1種 区画漁業	わかめ養殖	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町毛無島地先	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
					基点第1113号 有田郡湯浅町毛無島に設置した標識						
					ア 基点第1113号から320° -53' 100mの点						
					イ 基点第1113号から56° -23' 108mの点						
					ウ 基点第1113号から148° -03' 135mの点						
					エ 基点第1113号から219° -23' 125mの点						
					オ 基点第1113号から204° -33' 217mの点						
					カ 基点第1113号から144° -03' 277mの点						
					キ 基点第1113号から53° -13' 248mの点						
					ク 基点第1113号から343° -33' 184mの点						
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域						
					基点第1115号 有田郡湯浅町茹藻島通称よこかるも北東端に設置した標識						
					ア 基点第1115号から46° -03' 65mの点						
					イ 基点第1115号から144° -03' 242mの点						
					ウ 基点第1115号から124° -03' 285mの点						
					エ 基点第1115号から59° -26' 163mの点						
					次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域						
					基点第1116号 有田郡湯浅町茹藻島通称よこかるも東端に設置した標識						
					ア 基点第1116号から108° -13' 106mの点						
					イ 基点第1117号から106° -39' 280mの点						
					ウ 基点第1117号から244° -33' 70mの点						
					エ 基点第1117号から212° -08' 151mの点						
					オ 基点第1117号から122° -37' 337mの点						
					カ 基点第1116号から132° -16' 186mの点						
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域						
					基点第1119号 有田郡伊川町大字山本地先屋に設置した標識						
					ア 基点第1119号から264° -05' 152mの点						
					イ 基点第1119号から302° -20' 270mの点						
					ウ 基点第1119号から291° -40' 315mの点						
					エ 基点第1119号から257° -30' 221mの点						

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第140 号	有田郡広川町大字 唐尾地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 2 6号 有田郡広川町鎌子防潮堤南西端に設置した標識 ア 基点第1 2 6号から24°2' - 55' 18'1mの点 イ 基点第1 2 6号から352° - 25' 14'6mの点 ウ 基点第1 2 6号から327° - 27' 25'0mの点 エ 基点第1 2 6号から269° - 45' 28'0mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町 大字唐尾 大字山本 大字広	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第141 号	有田郡広川町大字 唐尾地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 2 5号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤尖端に設置した標識 ア 基点第1 2 5号から353° - 00' 6'60mの点 イ 基点第1 2 5号から331° - 45' 1, 050mの点 ウ 基点第1 2 5号から336° - 15' 1, 100mの点 エ 基点第1 2 5号から358° - 00' 74'0mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第143 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 3 5号 日高郡由良町大字衣奈通称三ツ石に設置した標識 ア 基点第1 3 5号から339° - 30' 3'63mの点 イ 基点第1 3 5号から3° - 25' 4'52mの点 ウ 基点第1 3 5号から63° - 00' 2'85mの点 エ 基点第1 3 5号から80° - 40' 1'05mの点	"	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	
和特区 第144 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 3 9号 日高郡由良町大字衣奈通称カブト岩尖端に設置した標識 ア 基点第1 3 9号から55° - 40' 1, 680mの点 イ 基点第1 3 9号から64° - 30' 1, 655mの点 ウ 基点第1 3 9号から63° - 25' 660mの点 エ 基点第1 3 9号から42° - 50' 710mの点	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第145 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311° - 10' 70mの点 イ 基点第137号から290° - 30' 100mの点 ウ 基点第137号から330° - 20' 325mの点 エ 基点第137号から339° - 30' 315mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第147 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第148 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から4° - 25' 480mの点 イ 基点第137号から352° - 30' 480mの点 ウ 基点第137号から354° - 40' 675mの点 エ 基点第137号から3° - 00' 670mの点	"	"	"	"	"	"
和特区 第155 号	日高郡由良町大字 大引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立派蛭石に設置した標識 ア 基点第153号から8° - 30' 180mの点 イ 基点第153号から51° - 45' 265mの点 ウ 基点第153号から72° - 00' 210mの点 エ 基点第153号から11° - 30' 83mの点	"	"	"	日高郡由良町 大字大引	"	"
和特区 第156 号	日高郡由良町大字 大引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉署頂点に設置した標識 ア 基点第154号から62° - 40' 410mの点 イ 基点第154号から83° - 00' 530mの点 ウ 基点第154号から95° - 45' 448mの点 エ 基点第154号から75° - 15' 293mの点	"	"	"	"	"	"

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区第157号	日高郡由良町大字大引地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 5 5号 日高郡由良町大字大引、大磐頂点に設置した標識	なし	平成20年 9月1日	公示の日 から30日間	日高郡由良町 大字大引	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区第163号	日高郡由良町大字衣奈地先	"	"	"	ア 基点第1 5 5号から1 2 3° - 3 5' 6 0 mの点 イ 基点第1 5 5号から1 4 7° - 0 7' 8 3 0 mの点 ウ 基点第1 5 5号から1 5 7° - 0 0' 7 3 0 mの点 エ 基点第1 5 5号から1 3 2° - 1 0' 4 0 6 mの点							
和特区第164号	日高郡由良町大字小引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 3 7号 日高郡由良町大字衣奈、衣奈漁港黒岩防波堤屈曲部に設置 した標識	"	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 三尾川	"		
					ア 基点第1 3 7号から3 1 1° - 1 0' 7 0 mの点 イ 基点第1 3 7号から3 4 1° - 0 0' 4 5 0 mの点 ウ 基点第1 3 7号から2° - 4 0' 4 5 0 mの点 エ 基点第1 3 7号から4 8° - 0 0' 1 3 5 mの点							
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1 4 9号 日高郡由良町大字小引通称タコ崎突端に設置した標識	"	"	"	日高郡由良町 大字小引 戸津井	"		
					ア 基点第1 4 9号から2 7 4° - 3 0' 2 4 0 mの点 イ 基点第1 4 9号から2 7 4° - 3 0' 5 2 0 mの点 ウ 基点第1 4 9号から3 1 2° - 5 0' 7 2 0 mの点 エ 基点第1 4 9号から3 3 1° - 2 5' 5 4 4 mの点							

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第201 号	田辺市磯間地先	第一種 区画漁業	ひろめ養 殖業	1.0月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第202号から1.24° - 3.5' 2.25mの点 イ 基点第202号から1.43° - 0.0' 3.05mの点 ウ 基点第202号から1.52° - 1.0' 2.75mの点 エ 基点第202号から1.32° - 5.0' 1.85mの点	なし	平成20年9月1日	公示の日 から30日間	田辺市 磯間	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第202 号	田辺市新庄村地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第202号から1.91° - 3.0' 1, 4.90mの点 イ 基点第202号から1.86° - 5.0' 1, 7.00mの点 ウ 基点第202号から1.88° - 2.0' 1, 7.20mの点 エ 基点第202号から1.93° - 2.0' 1, 5.20mの点	"	"	"	"	"	"	
和特区 第204 号	田辺市磯間地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第202号から3.22° - 4.0' 1.25mの点 イ 基点第202号から2.99° - 2.0' 1.10mの点 ウ 基点第202号から2.97° - 5.0' 2.30mの点 エ 基点第202号から3.09° - 3.0' 2.40mの点	"	"	"	"	"	"	
和特区 第205 号	田辺市新庄村地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第202号から1.92° - 0.0' 1, 4.20mの点 イ 基点第202号から1.93° - 2.0' 1, 5.20mの点 ウ 基点第202号から2.01° - 0.5' 1, 4.50mの点 エ 基点第202号から1.99° - 2.0' 1, 3.50mの点	"	"	"	"	"	"	
和特区 第206 号	東牟婁郡串本町和 溪地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第373号 ア 基点第373号から2.61° - 4.5' 1.07mの点 イ 基点第373号から2.75° - 0.4' 1.48mの点 ウ 基点第373号から2.56° - 3.8' 1.92mの点 エ 基点第373号から2.43° - 2.8' 1.63mの点	"	"	"	"	東牟婁郡串本町 串本二色 高富 鶴町川 和深 田並 有田 潮岬 出雲	"	"

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第207 号	東牟婁郡串本町和 深地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第374号 東牟婁郡串本町和深、舟波漁港南側防波堤突端に設置した 標識	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 鷺野川 和深 田並 有田 湧岬 出雲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第208 号	東牟婁郡串本町和 深地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第375号 東牟婁郡串本町和深、熊野交通「安指」バス停前の岩に設 置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第209 号	東牟婁郡串本町田 子地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第376号 東牟婁郡串本町田子、田子漁港突堤突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第210 号	東牟婁郡串本町江 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"
和特区 第211 号	東牟婁郡串本町江 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業各称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第212 号	東牟婁郡串本町江 田地先	第一種 区画漁業	ひろめ養 殖業	1.0月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から 86° - 07' 47mの点 イ 基点第377号から 199° - 59' 5mの点 ウ 基点第377号から 188° - 46' 125mの点 エ 基点第377号から 149° - 17' 133mの点	なし	平成20年9月1日	昭和30年9月1日から 平成25年8月31日まで	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 關川 和漢 田並 有田 潮岬 出雲			
和特区 第213 号	東牟婁郡串本町有 田地先		"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第378号 東牟婁郡串本町有田、有田漁港東護岸突端に設置した標識 ア 基点第378号から 299° - 06' 85mの点 イ 基点第378号から 302° - 28' 134mの点 ウ 基点第378号から 263° - 19' 189mの点 エ 基点第378号から 250° - 24' 157mの点	"	"	"	"	"	"	
和特区 第214 号	田辺市目良地先		"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から 314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から 31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から 3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から 33° - 33' 170mの点	"	"	"	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	"	"
和特区 第215 号	田辺市目良地先		"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から 116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から 173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から 155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から 125° - 33' 274mの点	"	"	"				
和特区 第216 号	田辺市江川地先		"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川)漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 245° - 42' 544mの点 イ 基点第379号から 251° - 02' 565mの点 ウ 基点第379号から 262° - 19' 406mの点 エ 基点第379号から 255° - 46' 377mの点	"	"	"				

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第217号	田辺市江川地先	第1種漁業 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川) 漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第379号から 79° -0' 500mの点 基点第379号から 78° -0' 319mの点 基点第379号から 68° -5' 326mの点 基点第379号から 73° -3' 505mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日 から30日間	田辺市 芳養町 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第218号	田辺市戎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川) 漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第379号から 96° -4' 1, 286mの点 基点第379号から 97° -5' 1, 240mの点 基点第379号から 92° -3' 1, 185mの点 基点第379号から 91° -3' 1, 233mの点	"	"	"	"	田辺市 新庄町 なきない町 神島台	"
和特区 第219号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木謹岸北東端に設置した標識 基点第207号から 41° -1' 761mの点 基点第207号から 40° -5' 791mの点 基点第207号から 44° -3' 801mの点 基点第207号から 45° -0' 771mの点	"	"	"	"	田辺市 新庄町 なきない町 神島台	"
和特区 第220号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 基点第213号から 333° -4' 237mの点 基点第213号から 327° -0' 215mの点 基点第213号から 320° -5' 258mの点 基点第213号から 326° -5' 277mの点	"	"	"	"	田辺市 新庄町 なきない町 神島台	"
和特区 第221号	東牟婁郡串本町橋 杭地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大水崎埋立地海岸北東端に設置した標識 基点第274号から 58° -1' 294mの点 基点第274号から 67° -4' 301mの点 基点第274号から 80° -0' 158mの点 基点第274号から 61° -5' 144mの点	"	"	"	"	東牟婁郡串本町 園野川	"

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第222号	東牟婁郡串本町須江地先	第1種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤガシに設置した標識 ア 基点第288号から305° -46' 40mの点 イ 基点第288号から345° -45' 82mの点 ウ 基点第288号から18° -43' 75mの点 エ 基点第288号から29° -18' 20mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町須江	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
和特区第223号	東牟婁郡串本町古座	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴氣漁港基点に設置した標識 ア 基点第380号から157° -42' 257mの点 イ 基点第380号から162° -06' 279mの点 ウ 基点第380号から172° -49' 243mの点 エ 基点第380号から168° -47' 220mの点	"	"	東牟婁郡串本町古座中湊上野山	"		
和特区第224号	日高郡由良町大字衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈通称トビ崎に設置した標識 ア 基点第134号から0° -00' 440mの点 イ 基点第134号から27° -55' 285mの点 ウ 基点第134号から274° -58' 205mの点 エ 基点第134号から301° -15' 392mの点	"	"	日高郡由良町大字衣奈川	"		
和特区第225号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町内ノ浦南海マリーナ護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	"	"	田辺市芳養町目良元町天神崎明洋上の山古尾江川上屋敷町片町	"		
和特区第226号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、淡浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から118° -00' 1470mの点 イ 基点第202号から117° -00' 1500mの点 ウ 基点第202号から119° -10' 1520mの点 エ 基点第202号から119° -60' 1520mの点	"	"	田辺市新庄町さない町神島台	"		

特定区画漁業漁場許可申請(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第227 号	田辺市新庄町地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	1.0月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、梅ノ木謹岸北東端に設置した標識 基点第207号から110° -65' 285mの点 基点第207号から103° -10' 321mの点 基点第207号から106° -65' 344mの点 基点第207号から1113° -90' 308mの点	なし	平成20年9月1日	公示の日 から30 日間	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第228 号	西牟婁郡白浜町堅 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の鼻基部から東へ27mのところ に設置した標識 基点第219号から346° -15' 710mの点 基点第219号から32° -50' 300mの点 基点第219号から32° -50' 110mの点 基点第219号から327° -35' 650mの点	この区域内外に 450mを超えて ロープを設 置してはなら ない、	"	"	西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を 除く)	"	
和特区 第229 号	西牟婁郡白浜町古 賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点第229号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号から130° -10' 530mの点 基点第229号から129° -10' 700mの点 基点第229号から149° -10' 660mの点 基点第229号から160° -05' 650mの点 基点第229号から160° -05' 570mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第230 号	西牟婁郡白浜町古 賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第225号 西牟婁郡白浜町堅田大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号から24° -30' 315mの点 基点第225号から74° -00' 210mの点 基点第225号から171° -40' 230mの点 基点第225号から74° -00' 150mの点 基点第225号から14° -15' 275mの点	"	"	"	"	"	

番号		漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第231号	東牟婁郡串本町串本地先	第1種 区画漁業	ひろめ養殖業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーランド北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本港海浜防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本港海浜防波堤とケーランド岸壁との交点 ウ 基点第270号から320°-30'の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内に576mを超えてロープを設置してはならない	平成20年9月1日から30日間	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町串本、二色、蘭野川、高富、田並、有田、潮岬、大島、樺野、須江、姫川、伊串、古座、上野山、中瀬、津橋、田原。	平成20年9月1日から31日まで	
和特区 第232号	東牟婁郡串本町大水崎地先	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎理立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21°-57' 75mの点 イ 基点第273号から103°-10' 570mの点 ウ 基点第273号から82°-49' 695mの点 エ 基点第273号から31°-28' 437mの点	この区域内に200mを超えてロープを設置してはならない	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(真珠母貝垂下式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
利特区 第301 号	東牟婁郡串本町串 本地先	第1種 区画漁業 真珠母貝 垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第264号 東牟婁郡串本町袋瀬入口突堤突端に設置した標識 基点第264号から265° - 32' 16.3mの点 基点第264号から320° - 26' 16.2mの点 基点第264号から313° - 12' 21.7mの点 基点第264号から272° - 53' 21.8mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 串本 一色 高富 鰐野川 和琴 田並 有田 潮岬 出雲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第401 号	日高郡みなべ町地先	第1種 区画漁業	ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日 から1月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町堺漁港外防波堤第1届曲部に設置した標識 基点第295号から210° - 53' 94mの点 基点第295号から159° - 14' 278mの点 基点第295号から168° - 08' 290mの点	なし	平成20年9月1日 9月1日	告示の日 から30日間	日高郡みなべ町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第402 号	東牟婁郡那智勝浦町湯川地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河桃ノ木洞の鼻尖端に設置した 標識 基点第338号から59° - 33' 117mの点 基点第338号から84° - 26' 145mの点 基点第338号から166° - 20' 72mの点 基点第338号から185° - 20' 50mの点	"	"	"	東牟婁郡那智勝 浦町	"	
和特区 第403 号	東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ河右岸川口堤防に設置した標識 基点第350号から229° - 05' 1, 235mの点 基点第350号から227° - 20' 1, 310mの点 基点第350号から233° - 25' 1, 385mの点 基点第350号から235° - 20' 1, 315mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第404 号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先 ア 基点第311号から337° - 50' 350mの点 イ 基点第311号から331° - 35' 490mの点 ウ 基点第311号から319° - 50' 490mの点 エ 基点第311号から321° - 15' 345mの点	"	"	"	東牟婁郡那智勝 浦町	"	
和特区 第405 号	田辺市自良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市自良元島館南端突堤尖端に設置した標識 ア 基点第197号から116° - 53' 97mの点 イ 基点第197号から123° - 41' 87mの点 ウ 基点第197号から131° - 42' 105mの点 エ 基点第197号から125° - 14' 114mの点	"	"	"	田辺市 芳養町 自良町 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	

特定区域漁業漁場計画（ひおうぎ垂下式養殖）									
番号	漁場の位置	漁場種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請時期	備考
和特区第106号	田辺市新庄地先	第1種 区画漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖	1月1日 から1月2 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号、田辺市新庄町、内ノ浦に海ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から170° -03' 173mの点 イ 基点第207号から174° -09' 200mの点 ウ 基点第207号から191° -34' 178mの点 エ 基点第207号から189° -48' 148mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 新庄町 たきない町 神島台 平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
和特区第107号	日高郡日高町大字 柏地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号、日高郡日高町大字柏、柏漁港防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から47° -10' 508mの点 イ 基点第168号から48° -05' 530mの点 ウ 基点第168号から49° -50' 526mの点 エ 基点第168号から48° -60' 506mの点	"	"	"	日高郡日高町 "
和特区第108号	東牟婁郡太地町森 浦	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第327号、東牟婁郡太地町森浦サブ島北西端に設置した標識 ア 基点第327号から233° -09' 51mの点 イ 基点第327号から253° -09' 66mの点 ウ 基点第327号から235° -19' 100mの点 エ 基点第327号から221° -19' 92mの点	"	"	"	東牟婁郡太地町 "

特定区画漁業漁場計画(かき垂下式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場	の	区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第601号	田辺市新庄村地先	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から1月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄村内ノ浦海ノ木護岸北東端に設置した標識 アイ 基点第207号から141° -33' 108mの点 ウ 基点第207号から170° -03' 173mの点 エ 基点第207号から189° -48' 148mの点 基点第207号から168° -33' 61mの点	なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄村神島台	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで				
和特区第602号	田辺市新庄村地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄村内ノ浦海ノ木護岸北東端に設置した標識 アイ 基点第207号から194° -03' 70mの点 ウ 基点第207号から202° -23' 109mの点 エ 基点第207号から218° -43' 105mの点 基点第207号から218° -43' 63mの点	"	"	"	"	"	"	"	"	"
和特区第603号	日高郡由良町神谷地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町神谷恋鳥頂点に設置した標識 アイ 基点第161号から59° -14' 265mの点 ウ 基点第161号から58° -47' 415mの点 エ 基点第161号から68° -07' 422mの点 基点第161号から73° -43' 275mの点	"	"	"	"	"	"	日高郡由良町神谷	"	"
和特区第605号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神南東端に設置した標識 アイ 基点第314号から159° -38' 210mの点 ウ 基点第314号から159° -38' 220mの点 エ 基点第314号から142° -15' 234mの点 基点第314号から141° -40' 224mの点	"	"	"	"	"	"	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神下里大字粉白大字八尺鏡野	"	"
和特区第606号	田辺市由良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市由良元島館南端突堤尖端に設置した標識 アイ 基点第197号から125° -14' 114mの点 ウ 基点第197号から131° -43' 105mの点 エ 基点第197号から137° -12' 125mの点 基点第197号から131° -08' 133mの点	"	"	"	"	"	"	田辺市由良元町天神崎明洋上の山古尾江川上屋敷町片町	"	"

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式漁場)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第702号	有田郡広川町鷲島先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町鷲島着場突端に設置した標識	この区域内に4,762m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	平成20年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字唐尾大字西畠大字山本大字広	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
和特区第703号	有田郡広川町鷲島先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町鷲島着場突端に設置した標識	この区域内に1,725m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	"	"	
和特区第704号	日高郡由良町大字戸津井先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第146号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤基部に設置した標識	この区域内に2,644m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	日高郡由良町大字戸津井	"	
和特区第705号	日高郡由良町大字神谷先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第160号 日高郡由良町大字神谷、神谷漁港中防波堤新旧継目部に設置した標識	この区域内に2,100m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	日高郡由良町大字神谷大字吹井	"	
和特区第706号	日高郡日高町大字阿尾地先				次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第170号 日高郡日高町大字阿尾地先	この区域内に550m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	日高郡日高町	"	

特定区画漁業漁場計画(魚類小制式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定期間	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区第707号	田辺市目良地先	第1種 区画漁業	魚類小制式養殖業	魚類小制式養殖業	1月1日から1月31日まで	1月1日から3月1日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から31°4' - 5' 60mの点 イ 基点第196号から31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から33° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から33° - 33' 170mの点	この区域内に超えて生資を販売してはならない	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	告示の日から30日間	田辺市 芳養町 目良町 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷 片町			
和特区第708号	田辺市目良地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から11°6' - 03' 152mの点 イ 基点第197号から11°3' - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から15°5' - 03' 234mの点 エ 基点第197号から125° - 33' 274mの点	この区域内に超えて生資を販売してはならない	"	"	"	"	"	"
和特区第709号	田辺市新庄村地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄村内ノ浦海の水北東端に設置した標識 ア 基点第207号から6°4' - 03' 58mの点 イ 基点第207号から7°9' - 48' 79mの点 ウ 基点第207号から6°1' - 08' 108mの点 エ 基点第207号から7°2' - 28' 130mの点 オ 基点第207号から13°6' - 18' 104mの点 カ 基点第207号から16°0' - 58' 54mの点	この区域内に超えて生資を販売してはならない	"	"	田辺市 新庄村 たきない町 神島台	"	"	"
和特区第711号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町灼浪漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から261° - 17' 140mの点 イ 基点第216号から255° - 28' 94mの点 ウ 基点第216号から245° - 11' 102mの点 エ 基点第216号から253° - 22' 146mの点	この区域内に超えて生資を販売してはならない	"	"	西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を除く)	"	"	"
和特区第712号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町灼浪漁港東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から283° - 00' 600mの点 イ 基点第216号から262° - 45' 280mの点 ウ 基点第216号から249° - 30' 350mの点 エ 基点第216号から274° - 15' 650mの点	この区域内に超えて生資を販売してはならない	"	"	"	"	"	"

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第713 号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町皇島東端に設置した標識	この区域内外に 54,462m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない、	平成20年9月 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 (旧日置)川町を除 <)	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第714 号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	ア 基点第231号から113° - 40' 410 mの点 イ 基点第231号から113° - 40' 1, 010 mの点 ウ 基点第231号から129° - 45' 1, 000 mの点 エ 基点第231号から129° - 45' 640 mの点 オ 基点第231号から142° - 00' 660 mの点 カ 基点第231号から142° - 00' 1, 050 mの点 キ 基点第231号から148° - 00' 1, 100 mの点 ク 基点第231号から155° - 40' 360 mの点			"	"	"	"
和特区 第715 号	西牟婁郡白浜町 古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の鼻基部から東へ27 mのところ に設置した標識	この区域内外に 24,750m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない、	"	"	"	"	"
和特区 第716 号	西牟婁郡白浜町 古賀浦地先	"	"	"	ア 基点第219号から346° - 15' 710 mの点 イ 基点第219号から32° - 50' 300 mの点 ウ 基点第219号から32° - 50' 110 mの点 エ 基点第219号から327° - 35' 650 mの点	この区域内外に 6,318m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない、	"	"	"	"	"
					ア 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 イ 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識	この区域内外に 11,087m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない、	"	"	"	"	"
					ア 基点第229号から130° - 10' 530 mの点 イ 基点第229号から129° - 10' 700 mの点 ウ 基点第229号から149° - 10' 660 mの点 エ 基点第229号から160° - 05' 650 mの点 オ 基点第229号から160° - 05' 570 mの点						
					ア 基点第223号から24° - 30' 315 mの点 イ 基点第225号 西牟婁郡白浜町堅田大百合の島北端に設置した標識 ウ 基点第225号から171° - 40' 230 mの点 エ 基点第225号から74° - 00' 150 mの点 オ 基点第225号から14° - 15' 275 mの点						

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区第717号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次の基点第2 2 6号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第2 2 5号及び基点第2 2 6号によって囲まれた区域	この区域内に9,575m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	平成20年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町白浜才野中富田樺	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで		
和特区第718号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	基点第2 2 6号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎北端に設置した標識 基点第2 2 1号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 基点第2 2 5号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 基点第2 2 2号 西牟婁郡白浜町古賀浦ビクニンの内側に設置した標識 基点第2 2 4号 西牟婁郡白浜町古賀浦(ヴィラ古賀浦)前の護岸角に設置した標識 基点第2 2 3号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識							
和特区第719号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	ア 基点第2 2 6号から基点第2 2 1号の見通し線上1 0 7 mの点 イ 基点第2 2 5号から基点第2 2 2号の見通し線上1 0 7 mの点 ウ 基点第2 2 4号から基点第2 2 3号の見通し線上1 5 5 mの点 エ 基点第2 2 4号から基点第2 2 3号の見通し線上9 0 mの点 オ 基点第2 2 5号から基点第2 2 2号の見通し線上6 0 mの点							
和特区第720号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第2 2 9号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識	この区域内に9,000m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	"	"	"	
					ア 基点第2 2 9号から 6 3° - 3 0' 2 3 0 mの点 イ 基点第2 2 9号から 8 1° - 0 0' 2 8 8 mの点 ウ 基点第2 2 9号から 1 6 3° - 3 0' 2 5 0 mの点 エ 基点第2 2 9号から 1 8 2° - 3 0' 1 8 0 mの点							
					次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第2 2 8号 西牟婁郡白浜町坂田北東海岸角に設置した標識	この区域内に2,250m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	"	"	"	
					ア 基点第2 2 8号から 1 2 5° - 0 6' 1 0 5 mの点 イ 基点第2 2 8号から 1 4 1° - 4 5' 2 7 0 mの点 ウ 基点第2 2 8号から 1 5 2° - 3 8' 2 7 0 mの点 エ 基点第2 2 8号から 1 5 2° - 3 8' 9 0 mの点							
					次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第2 2 7号 西牟婁郡白浜町奉公浦迎賓閣南東海岸角に設置した標識	この区域内に2,000m ² を超えて生簀を敷設してはならない、	"	"	"	"	"	
					ア 基点第2 2 7号から 7 2° - 0 9' 2 6 5 mの点 イ 基点第2 2 7号から 6 7° - 3 9' 3 4 0 mの点 ウ 基点第2 2 7号から 8 2° - 5 5' 3 7 5 mの点 エ 基点第2 2 7号から 8 9° - 2 1' 3 0 5 mの点							

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区第721号	西牟婁郡白浜町地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	5月1日から11月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 アイ ウ エ オ カ	この区域内外で生簀を敷設してはならない	平成20年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、目良天神崎町、天神崎町、明洋町、上の山古尾、江川上屋敷、磯間新庄町、さきない町神島台、西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く)	平成20年9月1日から31日まで 平成25年8月31日まで		
和特区第722号	西牟婁郡白浜町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 アイ ウ エ オ カ	この区域内外で生簀を敷設してはならない	"	"	"	"		
和特区第724号	東牟婁郡串本町串本地先	"	"	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮待海岸線によって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーンヤード岸壁に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 アイ ウ エ	この区域内外で生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町串本、二色高富、隨野川和深、田並瀬岬須江、大島、櫻野、西向、姫川、伊串、古座中添、田原	"		
和特区第725号	東牟婁郡串本町串本地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤燈台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町北防波堤燈台基部に設置した標識 アイ ウ	この区域内外で生簀を敷設してはならない	"	"	"	"		

特定区画漁業漁場計画(魚類小制式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定期間	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第726 号	東牟婁郡串本町 大島地先	第1種 区画漁業	魚類小制 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第279号 識	この区域内に 2,625m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成20年9月1日 から30 日間	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 大島	平成20年5月1日から 平成25年5月31日まで	
和特区 第727 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	ア 基点第279号から288° -0' 85mの点 イ 基点第279号から319° -45' 120mの点 ウ 基点第279号から296° -20' 245mの点 エ 基点第279号から279° -30' 230mの点			"	"	"	"
和特区 第728 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第292号 識	この区域内に 3,600m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない		"	"	"	"
和特区 第729 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	ア 基点第292号から356° -40' 130mの点 イ 基点第292号から326° -30' 160mの点 ウ 基点第292号から241° -00' 105mの点 エ 基点第292号から192° -00' 50mの点			"	"	"	"
和特区 第730 号	東牟婁郡串本町 須江地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第291号 識	この区域内に 1,050m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない		"	"	"	"
					ア 基点第291号から14° -10' 45mの点 イ 基点第291号から3° -10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° -00' 116mの点 エ 基点第291号から302° -00' 70mの点			"	"	"	"
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第290号 識	この区域内に 10,250m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない		"	"	"	"
					ア 基点第290号から328° -30' 280mの点 イ 基点第290号から314° -30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° -19' 297mの点 エ 基点第290号から223° -30' 178mの点			"	"	"	"
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第289号 識	この区域内に 12,675m ² を超 えて生簀を敷 設してはなら ない		"	"	"	"
					ア 基点第289号から287° -22' 190mの点 イ 基点第289号から287° -39' 490mの点 ウ 基点第289号から311° -09' 420mの点 エ 基点第289号から350° -02' 188mの点			"	"	"	"

特定区画漁業漁場計画(魚類小判式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第731号	東牟婁郡串本町須江地先	第1種 区画漁業	魚類小判式養殖	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第289号 東牟婁郡串本町須江本綱代の突端に設置した標識 ア 基点第289号から251° -06' 58 mの点 イ 基点第289号から290° -00' 122 mの点 ウ 基点第289号から356° -30' 133 mの点 エ 基点第289号から33° -30' 76 mの点	この区域内に2,582m ² を超えて生簗を敷設してはならない	平成20年9月1日	公示の日から30日間	東牟婁郡串本町須江	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
和特区第732号	東牟婁郡串本町須江地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305° -46' 40 mの点 イ 基点第288号から345° -45' 82 mの点 ウ 基点第288号から18° -43' 75 mの点 エ 基点第288号から29° -18' 20 mの点	この区域内に576m ² を超えて生簗を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町須江	"	"
和特区第733号	東牟婁郡串本町觸島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第301号 東牟婁郡串本町觸島北端に設置した標識 ア 基点第301号から260° -40' 272 mの点 イ 基点第301号から267° -00' 198 mの点 ウ 基点第301号から288° -58' 251 mの点 エ 基点第301号から278° -25' 314 mの点	この区域内に2,000m ² を超えて生簗を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町古座上野山	"	"
和特区第734号	東牟婁郡那智勝浦町大字捕神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字捕神弘崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° -00' 42 mの点 イ 基点第311号から227° -20' 150 mの点 ウ 基点第311号から242° -50' 272 mの点 エ 基点第311号から249° -50' 265 mの点 オ 基点第311号から254° -30' 465 mの点 カ 基点第311号から263° -20' 460 mの点	この区域内に11,562m ² を超えて生簗を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡那智勝浦町大字捕神下里大字勝野	"	"
和特区第735号	東牟婁郡那智勝浦町大字捕神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字捕神弘崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° -30' 500 mの点 イ 基点第311号から298° -00' 373 mの点 ウ 基点第311号から273° -35' 648 mの点 エ 基点第311号から283° -40' 728 mの点	この区域内に13,562m ² を超えて生簗を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡那智勝浦町大字捕神下里大字勝野	"	"

特定区画漁業漁場計画(魚類小制式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第736 号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第1種 区画漁業	魚類小制式養殖業	1月1日 から12月 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 基点第343号から57° - 0' 370mの点 基点第343号から60° - 30' 367mの点 基点第343号から56° - 30' 218mの点 基点第343号から51° - 05' 224mの点	この区域内外 1,440mを超えて生簀を敷設してはなら ない	平成20年9月1日	告示の日 から30日間	東牟婁郡那智勝浦 町 大字勝浦 大字北浜 大字築地 大字朝日 大字天満 (通称日町の 区域)	平成20年9月1日から 平成25年8月31まで	
和特区 第737 号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 基点第343号から8° - 10' 251mの点 基点第343号から21° - 05' 217mの点 基点第343号から19° - 05' 201mの点 基点第343号から5° - 20' 236mの点	この区域内外 864mを超えて生簀を敷設してはなら ない	"	"	"	"	"
和特区 第738 号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 基点第345号から108° - 20' 115mの点 基点第345号から119° - 25' 205mの点 基点第345号から130° - 28' 203mの点 基点第345号から129° - 16' 104mの点	この区域内外 1,050mを超えて生簀を敷設してはなら ない	"	"	"	"	"
和特区 第739 号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 基点第344号から252° - 15' 88mの点 基点第344号から231° - 30' 81mの点 基点第344号から231° - 00' 96mの点	この区域内外 288mを超えて生簀を敷設してはなら ない	"	"	"	"	"
和特区 第740 号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 基点第344号から321° - 00' 89mの点 基点第344号から250° - 20' 25mの点 基点第344号から250° - 20' 52mの点 基点第344号から306° - 10' 101mの点	この区域内外 720mを超えて生簀を敷設してはなら ない	"	"	"	"	"

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖業)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第42号	有田郡広川町大字西広宇柄内井地先	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第1 1 8号 有田郡広川町大字西広宇柄内井地先	この区域内に 2,000m ² を超 えて生質を貯 設してはなら ない	平成20年9月1日	告示の日 から30日間	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第44号	日高郡由良町三尾川地先	"	"	"	ア 基点第1 1 8号から2 4° 9' - 3 2' 3 0 3 mの点 イ 基点第1 1 8号から2 6° 4' - 2 8' 4 9 5 mの点 ウ 基点第1 1 8号から2 5 5° - 2 0' 5 3 3 mの点 エ 基点第1 1 8号から2 3 8° - 0 0' 3 6 3 mの点	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 三尾川	"			
和特区 第46号	日高郡日高町大字柏地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第1 3 3号 有田郡広川町、日高郡由良町界に設置した標識	この区域内に 500m ² を超 えて生質を貯 設してはなら ない	"	"	日高郡日高町	"		
和特区 第47号	東牟婁郡串本町大島地先	"	"	"	ア 基点第1 3 3号から3 1 4° - 4 5' 5 6 0 mの点 イ 基点第1 3 3号から3 1 9° - 5 5' 5 5 0 mの点 ウ 基点第1 3 3号から3 1 7° - 3 0' 4 5 0 mの点 エ 基点第1 3 3号から3 1 1° - 3 0' 4 6 5 mの点	この区域内に 1,440m ² を超 えて生質を貯 設してはなら ない	"	"	東牟婁郡串本町 大島	"		
和特区 第49号	東牟婁郡串本町大水崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域 基点第2 7 9号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識	この区域内に 1,152m ² を超 えて生質を貯 設してはなら ない	"	"	東牟婁郡串本町 大島	"		
					ア 基点第2 7 9号から3 5 4° - 5 6' 3 0 4 mの点 イ 基点第2 7 9号から3° - 0 5' 3 9 1 mの点 ウ 基点第2 7 9号から3 4 1° - 2 0' 2 8 1 mの点 エ 基点第2 7 9号から3 4 3° - 3 6' 2 7 5 mの点	この区域内に 16,920m ² を超 えて生質を貯 設してはなら ない	"	"	東牟婁郡串本町 二色 高富、園野川 和深、田並 出雲、大島 須江、野ノ川 姫川 伊弉、古座 上野山 津井、田原	"		
					次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によつて囲 まれた区域 基点第2 7 3号 東牟婁郡串本町通称ヨシトハーバー南防波堤燈台基部に設 置した標識							
					ア 基点第2 7 3号から2 1° - 5 7' 7 5 mの点 イ 基点第2 7 3号から1 0 3° - 1 0' 5 7 0 mの点 ウ 基点第2 7 3号から8 2° - 4 9' 6 9 5 mの点 エ 基点第2 7 3号から3 1° - 2 8' 4 3 7 mの点							

特定区画漁業漁場計画(魚類小售式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第751号	海南市下津町大崎地先	第1種区画漁業	魚類小剣式養殖	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第70号 海南市下津町大崎防波堤基部に設置した標識	この区域内外に超えて生簀を敷設してはならぬ、	平成20年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町大崎方	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
和特区第752号	日高郡由良町大字神谷地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町神谷鷺島頂点に設置した標識	"	"	"	日高郡由良町大字神谷大字吹井	"	
和特区第753号	日高郡日高町大字相地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字柏、柏崎港防波堤基部に設置した標識	この区域内外に超えて生簀を敷設してはならぬ、	"	"	日高郡日高町	"	
和特区第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識	この区域内外に超えて生簀を敷設してはならぬ、	"	"	日高郡由良町大字衣奈大字三尾川	"	
和特区第755号	東牟婁郡太地町小長井地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第324号 東牟婁郡太地町小長井、通称びすの鼻北端に設置した標識	この区域内外に超えて生簀を敷設してはならぬ、	"	"	東牟婁郡太地町	"	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名稱	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第756 号	東牟婁郡那智勝浦 町大字勝浦 先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点 を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第3 3 6号 基点第3 4 0号 基点第3 4 3号 A 東牟婁郡太地町地先鑑島に設置した標識 東牟婁郡那智勝浦町福井の鼻に設置した標識 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 基点第3 4 0号から261。33' の方位線上、同 基点と対岸との中央点	この区域内に 19,800m ² を超 えて生質を教 設してはなら ない	平成20年9月1日 から9月11日	公示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦 町 大字勝浦 大字築地 大字朝日 大字天満 (通称明日町の 区域)	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	

ア 基点第3 4 3号から167° - 42' の方位線と、Aから基点第
3 3 6号の見通し線との交点
イ 基点第3 4 3号から231° - 40' の方位線と、Aから基点第
3 3 6号の見通し線との交点
ウ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス
基点第3 4 3号から236° - 16'
基点第3 4 3号から231° - 58'
基点第3 4 3号から243° - 19'
基点第3 4 3号から240° - 58'
基点第3 4 3号から219° - 36'
基点第3 4 3号から205° - 52'
基点第3 4 3号から184° - 26'
基点第3 4 3号から140° - 35'
基点第3 4 3号から94° - 05'
基点第3 4 3号から27° - 12'
基点第3 4 3号から99° - 42'
429mの点
383mの点
320mの点
287mの点
314mの点
301mの点
281mの点
120mの点
94mの点
94mの点
218mの点